

商標審査基準（4条）の主な改訂と特許庁の新運用

2017年 4月10日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

特許庁は、社会情勢等の変化に対応し、商標審査の予見可能性を向上させるため、かつ、ユーザーにとって明確かつ分かりやすいものとすべく、指針となる「商標審査基準」の内容及び構成について大幅な見直しを行った。じつに45年ぶりの大改訂である。その大幅な改訂は2年計画でおこなわれ、3条関係については2016年4月1日より（商標審査基準[改訂第12版]）、4条関係については2017年4月1日に商標審査基準[改訂第13版]として改訂された。

本稿では、2017年4月1日より改訂された4条関係を中心に説明していく。

2. 商標審査基準とは

商標審査基準は、商標審査実務における商標法の適用についての基本的な考え方（解釈・運用等）をまとめたものであり、審査における一般的な指針としての位置付けに加え、出願人や代理人が特許庁における実務に対する理解を深めるためにも広く利用されているものである。

その性質は、特許庁における審査の便宜と統一のために定められた内規であり、法規としての効力を有するものではないとの判決がされている（昭和46年11月25日 東京高昭和43年（行ケ）第180号）。

3. 商標審査基準（第4条）の主な改訂

商標審査基準（第4条）の改訂については、商標法第4条全般に及んでいる。

本稿では、特に改訂により特許庁の審査運用の変更が行われた箇所について説明していく。

(1) 公序良俗違反について、裁判例を参考に、本号に該当する場合についての類型及び該当例を明記（商標法第4条第1項第7号）。

[改訂の経緯]

4条1項7号は、社会の秩序、道徳的秩序を害するおそれのある商標について公益的な側面において不登録事由としたものであるため、私的な領域である剽窃*的な出願（例えば出願の経緯に不正がある出願）を適用するかについては、意見が分かれていた。しかし、最近の裁判例では、私的な領域である剽窃的な出願であっても、4条1項7号が適用されているケースが多々みられる。そこで、剽窃的な出願であっても、商標登録が職権調査や情報提供等で、公共的利益を損なう等の事情が明らかと判断される場合には4条1項7号の適用の余地があることを審査基準に明記することとした。

また、実際の審査実務の中で取り扱っていた例を、「2. 本号に該当する例」として、①～⑥に列記した。

*ひょうせつ【剽窃】

他人の作品・学説などを自分のものとして発表すること。剽賊。「他人の意匠を一する」「大辞林 第三版」より

【重要判例】

＜剽窃的な出願であっても、4条1項7号が適用された裁判例＞

〔Anne of Green Gables事件〕知財高判平成17年(行ケ)第10349号

〔Asrock事件〕知財高裁平成21年(行ケ)第10297号

〔激馬かなぎカレー事件〕知財高裁平成23年(行ケ)第10386号

＜剽窃的な出願であるとして、4条1項7号が適用されなかった裁判例＞

〔コンマー事件〕知財高判平成19年(行ケ)10391号

(参考)

商標審査基準 第3 六、第4条第1項第7号

改訂後	改訂前
<p>1. 「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」とは、例えば、以下(1)から(5)に該当する場合をいう。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 当該商標の出願の経緯に社会的相当性を欠くものがある等、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ない場合。</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>※剽窃的な出願についての明記</p>